⑵　主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に該当する理由	出資割合	株式の取得価額（千円）	備考
合　　計						

（注１）　業務の別の欄は、密接に関連する業務の種類を記載すること。
（注２）　記載した内容を証する書類を添付すること。

⑶　流動資産のうち放送の業務に係る資産

損益計算書の収益の額(A)	千円
(A)のうち放送の業務に係る収益の額(B)	千円
流動資産の合計額(C)	千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額 (C)×((B)／(A))	千円

（注１）　記載した内容を証する書類を添付すること。
（注２）　放送の業務に係る収益の額は、第183条の２第１号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

⑷　放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額（千円）	備考
合　　計				

（注１）　主要な資産ごとに記載すること。
（注２）　記載した内容を証する書類を添付すること。

⑸　子会社基幹放送事業者等に係る貸付金（設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。）

貸付先	貸付金の額（千円）	備考
合　　計		

（注１）　主要な資産ごとに記載すること。
（注２）　記載した内容を証する書類を添付すること。

２　申請対象会社の資産
子会社等でない者に係る投資その他の資産

資産の別	資産の内容	投資先等	資産の額（千円）	備考
合　　計				

（注）記載した内容を証する書類を添付すること。

３　申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	（　）年度	（　）年度	（　）年度	（　）年度	（　）年度
	千円	千円	千円	千円	千円
１　収　　益					
営業収益					
営業外収益					
２　費　　用					
営業費用					
営業外費用					
３　当期経常損益					
備　　考					

（注１）　申請対象会社及びその子会社ごとに作成すること。
（注２）　項目の欄は、適宜必要な項目を追加して作成すること。
（注３）　備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表第六十一号の表中「子会社の」を「関係会社の」に、「⑶　子会社」を「⑶　関係会社」に改め、同表⑴ア注１中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」を「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としよう」に改め、同注２⑺中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」を「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社」に改め、同注２⑺中「子会社」を「関係会社」に改め、同表⑴イ中「二以上の基幹放送事業者をその子会社」を「一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社」に改め、同表⑵の表及び⑶中「子会社」を「関係会社」に改める。

別表第六十三号中「子会社保有」を「子会社等保有」に、「二以上の基幹放送事業者を子会社」を「一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社」に改める。

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の三の二第一項中「第百六十条」を「第二条第二十七号」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号ロ中「百分の三十三・三三三三三三三三」を「三分の一」に改める。

別表第二第１の２の表並びに同表注27⑷の表及び⑸の表中「100分の33.33333」を「３分の１」に改め、同注27⑼中「及びイ」を「からヘまで」に改め、ウをオとし、イの次に次のように加える。